

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備（水素充填設備、天然ガス充填設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。</li> <li>・ 特例措置の内容 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年間に限り2/3の額とする （対象設備） 水素充填設備（1億5,000万円以上） 天然ガス充填設備（2,000万円以上） ※（ ）内は対象となる設備の取得価格要件</li> </ul>		
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第10項、同法施行令附則第11条第11項、同法施行規則附則第6条第26項～第29項		
減収見込額	[初年度] - ( ▲196 ) [平年度] - ( ▲174 ) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>東日本大震災の教訓から、輸送用燃料の多様化が求められており、「国土強靱化政策大綱」（平成25年12月決定）においても、エネルギーセキュリティの推進のため、CNG自動車の普及等を図ることが求められている。</p> <p>また、「総物流施策大綱」（平成25年6月閣議決定）においては、物流分野における主要なCO2排出源であるトラック等、輸送モードの省エネ化、低公害化が求められている。自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。なお、天然ガス自動車は、SOxを全く排出せず、CO2排出量もガソリン車より約2割少なく環境性に優れている。</p> <p>さらに、低公害車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車に位置づけられており、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）において、次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目標に掲げている。</p> <p>これらの目標を踏まえ、燃料等供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進、ひいては地球温暖化防止を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>エネルギーセキュリティの向上を図り、また、自動車からの排ガスによる大気汚染問題への対応のため、さらには地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）にあるように、次世代自動車の新車販売に占める割合を増加、次世代自動車の普及促進を図る必要がある。</p> <p>しかしながら、燃料等供給設備は、初期投資が多額で、設置当初の稼働率は低いことが予想されることから普及が進まず、現状、燃料等供給インフラの整備が十分でないことが低公害車の普及の障害となっている。したがって、燃料等供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設け、負担の軽減を図ることにより、燃料等供給インフラの整備を支援し、もって次世代自動車の普及を促進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	個別産業 — 流通・物流 エネルギー・環境 — 新エネルギー・省エネルギー、電力・ガス、環境
	政策の達成目標	(エネルギー基本計画) ○次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とする。 ○次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠である。 ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 ○2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年以内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日まで2年間の延長。
	同上の期間中の達成目標	(エネルギー基本計画) ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 ○2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年以内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。
	政策目標の達成状況	○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。 ○燃料供給設備の設置数は平成25年度で317基に上っているものの、「エネルギー基本計画」における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成のためには、本特例措置の延長が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	○平成27年度：水素充填設備：100基、天然ガス充填設備：9基 ○平成28年度：水素充填設備：100基、天然ガス充填設備：10基
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及を図ることができる。 ○この結果、大気汚染対策、CO <sub>2</sub> 排出量の抑制等を推し進めることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【国税】 なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	水素充填設備については、平成25年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素充填設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。予算額は初年度45.9億円、平成26年度72億円、3カ年で100ヶ所程度の設備を目標。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることから短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。
要望の措置の妥当性	○燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014年度内に燃料電池自動車における商業販売が始まる予定であり、天然ガス自動車においては、今後普及が見込まれる大型CNGトラックについて、従来の改造車に加え2015年にメーカー車を市場投入することをトラックメーカーが表明しており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>燃料等供給設備数は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(21年度)</th> <th>(22年度)</th> <th>(23年度)</th> <th>(24年度)</th> <th>(25年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>357箇所</td> <td>347箇所</td> <td>337箇所</td> <td>330箇所</td> <td>317箇所</td> </tr> </tbody> </table>	(21年度)	(22年度)	(23年度)	(24年度)	(25年度)	357箇所	347箇所	337箇所	330箇所	317箇所
(21年度)	(22年度)	(23年度)	(24年度)	(25年度)							
357箇所	347箇所	337箇所	330箇所	317箇所							
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(23年度)</th> <th>(24年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>451,620千円</td> <td>421,958千円</td> </tr> </tbody> </table>	(23年度)	(24年度)	451,620千円	421,958千円						
(23年度)	(24年度)										
451,620千円	421,958千円										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。</p> <p>○新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%に増加。</p> <p>○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成24年度において二酸化窒素：98.6%、浮遊粒子状物質：100%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（エネルギー基本計画、新成長戦略、日本再生戦略）</p> <p>○燃料電池自動車、天然ガス自動車等に対する燃料供給インフラを整備することにより、利用環境の整備を図る。</p> <p>○2014年度内の燃料電池自動車の市場投入に向けて、四大都市圏を中心に100箇所の水素供給設備を先行整備する。</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。</p> <p>○新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%に増加しており、各種の施策の成果が着実に現れている。</p> <p>○次世代自動車は一般的に従来車よりも高価であるとともに、燃料供給設備の設置が十分でないことが普及の障害となっている。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年度 創設</li> <li>・平成11年度 延長</li> <li>・平成13年度 延長</li> <li>・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充</li> <li>・平成17年度 延長</li> <li>・平成19年度 延長</li> <li>・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充</li> <li>・平成23年度 電気充電設備を対象から除外</li> <li>・平成25年度 一部見直し（水素充填設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ）のうえで延長</li> </ul>										
<p>ページ</p>	<p>—</p>										